議案第11号

和解について（教育委員会関係）

教育委員会所管の市有地に生じた土壌汚染に係る損害賠償請求について、次のとおり和解をする。

第１　相手方及び事件概要

相手方	事件概要
三菱マテリアル株式会社	相手方の事業所から排出された汚染物質により当該事業所の敷地（以下「相手方事業地」という。）の土壌が汚染されていたことが判明したことを受け、本市は、平成16年12月18日以降、相手方事業地に隣接する市立中学校の敷地（以下「本件土地」という。）について４回の土壌汚染の調査（以下「本件各調査」という。）を実施したところ、本件土地の一部から相手方事業地より検出された汚染物質と同種の汚染物質が検出されたため、本市が本件土地の土壌の除却に係る工事（以下「本件工事」という。）を行うこととなった。 これを受けて、本市は、相手方に対し、本件各調査及び本件工事に要した費用相当額金40,833,737円の損害賠償及びこれに対する遅延損害金の支払を求めて大阪地方裁判所（以下「裁判所」という。）に訴訟（以下「本件訴訟」という。）を提起していたが、裁判所より、本件訴訟については和解による解決が望ましいとの見解が示された。

	これを受けて、本市は、相手方と裁判外での解決の方策について協議したところ、当該協議の内容を踏まえ、裁判所より、本市の本件訴訟における請求を放棄することその他本件訴訟を終了させることを前提とした解決の方策の検討を求める旨の所見が示されたため、和解をするものである。

第２　和解の要旨

１　本市は、本件訴訟における請求を放棄することにより、本件訴訟を終結させる。

２　相手方は、本市に対し、本市の教育活動への協力として金8,000,000円を寄附する。

令和２年２月７日提出

大阪市長　　松　井　一　郎

説　明

教育委員会所管の市有地に生じた土壌汚染に係る損害賠償請求について、和解をするため、この案を提出する次第である。